

SAWAYAKA だんらんカード利用約款

第1条（本約款の趣旨）

本利用約款（以下「本約款」といいます）はさわやか株式会社（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義したSAWAYAKA だんらんカード（以下「本カード」といいます）のご利用について規定するもので、本カードの所持者（以下「お客様」といいます）は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

（1）本カード

当社発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、またチャージされた金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能を備えたものをいいます。

（2）お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

（3）商品

当社各店にて販売する商品（ギフト券、本カード、金券類、一部商品を除く）、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

（4）SAWAYAKA だんらんカード取扱店

「SAWAYAKA だんらんカード取扱店」の掲示がある当社が指定する日本国内の店舗（以下「本カード取扱店」という）または施設をいいます。具体的な本カード取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載された本カードに関するお問合せ窓口（以下「本カード問合せ窓口」という）にお問合せいただくか、当社ホームページにてご覧いただけます。

（5）バリュー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。（なお、本カードの最終ご利用日現在における当該本カードのバリュー残余数量を、以下「残高」といいます）

（6）商品購入による利用

商品の給付を受けるために必要な残高を有する本カードを本カード取扱店店頭に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為の総称をいいます。

(7) チャージ

商品の給付を請求するために必要な残高を有しているか否かを問わず、本カードについて、1,000 円以上の金員を本カード取扱店店頭または本カード問合せ窓口に対して支払うこと、または、その他の当社が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

(8) ご利用

本カードへのチャージ、および本カードの商品購入による利用の行為を総称して「ご利用」といいます。

(9) 残高照会

本カードを本カード取扱店店頭に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、当該本カードの残高を確認する行為をいいます。

(10) だんらんポイント

本カードのご利用があった場合に、お客様の特典として当社が定めた率を付与する価値をいいます。本カード取扱店での商品購入時に 1 ポイント (1 円分) 単位として、カードにだんらんポイントの残高がある場合、だんらんポイントの残高から優先して差し引かれます。

第3条 (カードの発行)

当社は、本カード取扱店または本カード問合せ窓口において本カードを発行するものとし、お客様は、1,000 円以上の金員を本カード取扱店または本カード問合せ窓口に対してお支払いいただき本カードにチャージすることで、本カードの交付を受けることができます。

第4条 (チャージの方法)

1. 本カードへのチャージは、本カード取扱店店頭、本カード問合せ窓口、及びクレジットカード決済によるオンラインチャージにて承るものとします。
2. 本カード取扱店店頭及び本カード問合せ窓口においては、お客様は現金により、本カードへチャージすることができるものとします。
3. 本カード取扱店店頭及びオンラインチャージにおいては、本カード 1 枚の 1 回あたりのチャージは、1,000 円以上 1,000 円単位で可能です。
4. 本カード問合せ窓口においては、本カード 1 枚の 1 回あたりのチャージは、1,000 円以上 500 円単位で可能です。
但し、当社事情による場合は、本カード 1 枚の 1 回あたりのチャージは、1 円単位でできるものとします。
5. 本カードへ蓄積できるチャージ金額の上限額は、本カード 1 枚につき 50,000 円とします。また、本カードへ蓄積できるだんらんポイントの上限額も本カード 1 枚につき 50,000 円とします。よって支払い可能額は最大 100,000 円とします。

第5条 (利用の方法)

1. 本カードにて商品をご購入される場合には、本カード取扱店店頭にて本カードをお渡しいただくものとし

ます。本カードにチャージされた金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。

2. お渡しいただいた本カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、改めて本カードにチャージいただくか、または不足分を現金もしくは当社が指定する支払い方法によりお支払いいただくものとします。
3. 本カードによる一度のお支払い可能枚数は 10 枚までといたします。さらに不足分がある場合は現金もしくは当社が指定する支払い方法にてお支払いいただくものとします。
4. 本カードを複数枚お持ちであっても、各本カード残高を 1 枚の本カードに統合することはできません。

第 6 条（確認義務）

お客様は前 3 条の処理の後において、本カードにより利用された数量、および、当該利用後の当該本カードの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）をカード取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認しなければならないものとします。なお、この場合当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がないかぎり、お客様が当該記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなすものとします。

第 7 条（残高照会の方法）

1. お客様は、前条に規定するレシートによる残高照会のほか、本カード取扱店店頭または本カード問合せ窓口において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。
2. 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された 16 桁のカード番号と 6 桁の PIN 番号が必要です。
3. 当社の指定するウェブサイトにおいては、残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が決めるものとします。

第 8 条（換金）

1. 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。
2. 但し社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的にお客様は、当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。この場合、当社所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします。
3. 前項の払戻しを行った場合は、お客様より本カードを回収させていただくものとします。

第 9 条（再発行）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。
2. カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
3. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が

判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。

4. その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求めることができますものとします。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。

第10条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社は、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社にお引渡しいただくものとします。
 - ①お客様が不正な方法により本カードを取得され、または、お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - ②本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。
 - ③本約款に違反した場合。
 - ④その他、本カードの利用が不正であると当社が認める場合。
2. 当社は前項各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。
3. お客様は第1項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第11条（ご利用期限に関する制限）

1. 本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として5年間ご利用がない場合、当該本カードは無効となり、当該本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。（ご利用とは、チャージ、および本カードによる商品購入による利用をさします）
2. お客様は、前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻し等を一切請求することができないものとします。
3. お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、十分注意しなければいけないものとします。

第12条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カード取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（業務委託）

当社は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第14条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。

2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第15条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社またはカード取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第16条（本約款の変更）

1. 当社は当社の判断において本約款をお客様に事前に通知することなく変更することができるものとします。
2. 本約款を変更するときには、変更後の本約款をカード取扱店の店頭あるいは本社に所定の期間備え置くものとします。

資金決済法に基づく表示事項

前払式支払手段の名称

S A W A Y A K A だんらんカード

前払式支払手段発行者

さわやか株式会社

お問い合わせ先

住所：静岡県袋井市宇刈 137 番地

電話番号：0538-31-2511

さわやか公式サイト：<https://www.genkotsu-hb.com/cgi-bin/contact/form.cgi>

支払可能金額等

本カードへ蓄積できるチャージ金額の上限額は、本カード1枚につき50,000円とします。また、本カードへ蓄積できるだんらんポイント（※）の上限額も本カード1枚につき50,000円とします。よって支払い可能額は最大100,000円とします。

（※）だんらんポイントとは、本カードのご利用があった場合に、お客様の特典として当社が定めた率を付与する価値をいいます。カード取扱店での商品購入時に1ポイント（1円分）単位として、カードにだんらんポイントの残高がある場合、だんらんポイントの残高から優先して差し引かれます。

有効期限

本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として5年間となります。

ご利用いただける場所の範囲

「炭焼きレストランさわやか」全店

ご利用上の注意

- ・ 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、お客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。
- ・ カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・ 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カードバーコード情報、またはP I N番号が判読可能である時に限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。

その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求めることができます。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄および属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は、異議を述べないものとします。

未使用残高の確認方法

当社公式サイト内のほか、本カード取扱店店頭ないし本カード問合せ窓口において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。

利用者資金の保全方法

- ・ 資金決済法14条1項の規定趣旨
前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託等することにより保全することが義務づけられています。
- ・ 資金決済法31条1項に規定する権利の内容
万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- ・ 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別
当社は資金決済法14条1項に基づく発行保証金について、供託所に供託する方法により保全しています。

無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金または再発行は致しません。

附則

本約款は、2020年2月1日からこれを適用します。

本約款は、2020年4月1日から改正適用します。

本約款は、2020年10月1日から改正適用します。

本約款は、2021年5月1日から適用します。

《S A W A Y A K A だんらんカードに関するお問合せ窓口》

さわやか株式会社

〒437-0121 住所 静岡県袋井市宇刈 137 番地

TEL 0538-31-2511